

**財務省第9入札等監視委員会
平成25年度第2回定例会議議事概要**

| | | |
|----------------------|--|---|
| 開催日及び場所 | 平成25年12月18日（水） 大阪合同庁舎第三号館 会議室 | |
| 委員 | 委員 尾崎 雅俊（辰野・尾崎・藤井法律事務所・弁護士） 委員 中務 裕之（中務公認会計士・税理士事務所長 公認会計士） | |
| 審議対象期間 | 平成25年7月1日（月）から平成25年9月30日（月）まで | |
| 抽出案件 | 4件 | （備考） |
| 競争入札（公共工事） | 1件 | 契約件名： 国有地土壌汚染浄化等対策工事 契約相手方： 株式会社鴻池組 大阪本店 契約金額： 829,500,000円 契約締結日： 平成25年7月22日 担当部局： 近畿財務局 |
| 随意契約（公共工事） | — | |
| 競争入札（物品役務等） | 3件 | 契約件名： 監視艇「なみはや」中間検査修繕 契約相手方： 株式会社和田造船 契約金額： 4,935,000円 契約締結日： 平成25年8月30日 担当部局： 大阪税関 |
| | | 契約件名： 平成25年度X線検査装置（アストロフィジックス社製）の定期保守契約について 契約相手方： イービストレード株式会社 契約金額： 2,310,000円 契約締結日： 平成25年8月22日 担当部局： 神戸税関 |
| | | 契約件名： 徴収高計算書のプリント及び裁断業務 契約相手方： フォーサイトシステム株式会社 契約金額： 7,897,875円（予定調達総額） 契約締結日： 平成25年8月1日 担当部局： 大阪国税局 |
| 随意契約（物品役務等） | — | |
| 応札（応募）業者数1者関連 | 4件 | 契約件名： ・ 国有地土壌汚染浄化等対策工事 ・ 監視艇「なみはや」中間検査修繕 ・ 平成25年度X線検査装置（アストロフィジックス社製）の定期保守契約について ・ 徴収高計算書のプリント及び裁断業務 |
| 委員からの意見・質問、それに対する回答等 | 下記のとおり | |
| 委員会による意見の具申又は勧告の内容 | なし | |

| 意見・質問 | 回答 |
|--|---|
| <p>契約件名： 国有地土壌汚染浄化等対策工事 契約相手方： 株式会社鴻池組 大阪本店 契約金額： 829,500,000円 契約締結日： 平成25年7月22日 担当部局： 近畿財務局</p> <p>今回、一者応札になった理由は何か。</p> <p>国及び業者として、今回の工事の種類、内容を実施したことはこれまでもあったのか。</p> <p>資料配付した企業というのは、この落札した企業と比べて、企業規模の点で同程度のところも相当数あったのか。</p> <p>資料配付した会社に、見積書の徴求を行った会社が含まれるか。</p> <p>見積書を徴求したのは複数者あるとの話であったが、専門の業者に積算を依頼したのではないのか。実際にまた別の会社から見積書を徴求したのか。</p> <p>入札資料を配付した者から見積書を徴求したのではなく、コンサル会社が積算するに当たって、それぞれのパーツについて見積書を徴求していったということでしょうか。</p> | <p>一者応札となった理由を分析するため、入札資料配付者（21社）に対して、入札に参加しなかった理由の聞き取り調査を行った。</p> <p>理由は、完全浄化が完了要件、性能保証工事ということのリスクを負うことができないこと、長期にわたる工事期間中、技術者を専任で配置するように求めているが、この技術者の配置ができないこと、であった。</p> <p>当局においては、本地以外には実施したことはなく、業者においてもバイオレメディエーション工法という工法は確立されているが、これだけの大きな規模で実施するのはあまりないということを知っている。</p> <p>資料を配付した企業は、資格等級がA等級で、ある程度土壌汚染の実績もあり、入札への参加を検討する企業であるので、それなりの規模、実績のある企業であった。</p> <p>この当該会社から見積書の徴求はしていない。</p> <p>設計を行った者はコンサルタント担当会社であり、施工会社とは別の者である。</p> <p>設計業者が各メーカーから見積もりを徴求している。今回の工事は土壌汚染対策という特殊な工事であり、定期刊行物に載っていない工種もあるので、専門的なメーカーなどから見積もりを徴求しているということである。</p> <p>そのとおりである。</p> |

意見・質問

回 答

1者を除いて入札に参加しなかったということであるが、様式1-4に記載されている入札説明書からの一部抜粋に、浄化実績1件以上とか、対象面積1千平米以上とか、いろいろな要件が書かれているが、これを形式的に満たしている会社は複数者あるという理解でよいか。

設計業者に聴取して要件を設定しており、設計業者によれば約10者程度はあるとのことであったため、この要件を設定したものである。

| 意見・質問 | 回 答 |
|---|---|
| <p>契約件名：監視艇「なみはや」中間検査修繕 契約相手方：株式会社和田造船 契約金額：4,935,000円 契約締結日：平成25年8月30日 担当部局：大阪税関</p> <p>和田造船しか入札してこなかったが、この「B」、「C」、「D」の資格等級で、実際に手を挙げてくれそうな会社というのは何者ぐらいあるのか。</p> <p>最大でも4者しか入札してこないのか。</p> <p>和田造船と他の業者の見積もりがあるが、これが競争参加資格を有する4者のうちの3者なのか。</p> <p>概要説明時の内容から、前回入札に参加して今回入札に参加しなかった者は、見積もりをとったところか、とっていないところか。</p> <p>今回、そこには見積もりはとらなかったのか。</p> <p>見積もりをとるということは、そういう入札が行われることを推察されるのでは。</p> <p>概要説明時の内容から、造船所スケジュールに空きがなかったため、応札しなかった者がこの見積もりをとらなかった者なのか。</p> <p>その者に見積もりを依頼していたら、スケジュールをあらかじめ調整してあけておくことがあったとは、考えられないか。</p> <p>概要説明で見積もりをとる内容等を先ほど説明してもらい、その観点から、この3者からとったとい</p> | <p>舞鶴港から敦賀港にかけて競争参加資格を持っている業者は、4者である。</p> <p>前回、定期検査を2年半前に受けたが、そのときは今回応札した和田造船を含む2者の応札があった。</p> <p>こちらで把握しているのがそうであるが、新規業者が入札までに参加資格を取得すれば入札者数が増える可能性はある。</p> <p>そうである。</p> <p>見積もりをとっていない者である。</p> <p>とっていない。</p> <p>舞鶴港から敦賀港間に造船所を有する者であることを、入札の条件として設定をしていることから、その間で見積もりを参考徴取しており、和田造船を除く2者は福井県小浜市と敦賀市に所在があることから、そこから見積もりをとった。</p> <p>推察される可能性はある。</p> <p>そうである。</p> <p>推測の話になるが、スケジュールを調整する可能性はあったかもしれない。</p> <p>今後、検討していきたい。</p> |

| 意見・質問 | 回 答 |
|--|---|
| <p>うことだが、もともと対象になる者が少ないので、前回はせっかく応札してきているところにも、見積もりをとられたら一定の効果があるのでは。</p> <p>想像だが、法定検査なので、造船業者からすると、次回の検査時期を想定して配船状況のリストを作成し、用意していると思われる。わざわざ法定検査の時期を造船業者に教えなくても、例えば、半年前に教えなくてもわかっていて、その時期に他の仕事を入れてしまった可能性も感じる。それとも、造船業者は目先の仕事をしていることから、入札をうっかり忘れてしまう可能性があるのであれば、忘れないように事前に教えてあげるといのは有効だと思うがどうか。</p> <p>本件の作業期間は何日ぐらい要するのか。</p> <p>入札に参加する業者を増やすという観点から、法定検査の期日がある日でないといけなければ仕方がないが、例えば2年4カ月から2年8カ月の間に1回する決まりであれば、相手の仕事、融通が利くのでは。</p> <p>1年半のどこかでやればいいのか。</p> <p>1年半の間というのは、かなり受検期間に余裕があるが。</p> <p>仕様書には履行期間が、契約締結日から10月4日までと記載しているが、例えば、契約の履行期間に幅を持たせ11月までと設定した場合、税関の船舶の運航計画に影響があるのか。</p> <p>税関の船舶の配船スケジュールがあり、定期的な修繕の時期が予定されており、そのスケジュールに柔軟性がないのであれば仕方がないが、もしスケジュールを組み立て直すことが可能であれば、今回、行った入札公告期間を18日に延ばしたというのは結構なことだと思うが、それにあわせて、契約の履行期間についても、何月から何月の間に履行を完了することにすれば、入札に参加できなかった者も入札に参加できることがあるかもしれないと思うが。</p> | <p>応札しなかった者が忘れていた、或いは入札公告を見落としした可能性があるため、PRについては今後検討していきたいと考えている。</p> <p>また、こちらから造船所の情報収集をしていきたいとも考えている。</p> <p>約1カ月である。</p> <p>中間検査は、定期検査が5年毎に対して、その定期検査の間の21カ月目から39カ月目の18カ月に検査受検する必要がある。</p> <p>そうである。</p> <p>その間に税関の監視艇の運航状況等を考慮し、中間検査の時期を設定した。</p> <p>10月に税関の取締強化期間というのを設定していたので、その間に受検することはできなかった。</p> <p>今後、検討していきたい。</p> |

意見・質問

回 答

中間検査に合格するための修繕は、中間検査を受けるどのぐらい前に準備しておけばいいのか、逆に言うと、どのぐらい検査日に接近してないといけないのか。

今回、検査項目については、中間検査に合格できるように全てを分解して整備し、それを並べた状態で舞鶴海運支局の検査員が来て検査をするので、事前に同海運支局と検査日を調整の上決定している。そこから逆算して履行期間を設定している。また、そのほかに、上架をしないとできない定期的な修繕を今回の中間検査にあわせて作業することにより結果的に費用面を抑えるようにしているので、修繕にかかる作業内容を踏まえて、履行期間を設定している。

| 意見・質問 | 回 答 |
|--|---|
| <p>契約件名：平成25年度X線検査装置（アストロフィジックス社製）の定期保守契約について</p> <p>契約相手方：イービストレード株式会社</p> <p>契約金額：2,310,000円</p> <p>契約締結日：平成25年8月22日</p> <p>担当部局：神戸税関</p> <p>次の点について説明願う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 一者応札の理由について 2. 一者応札を解消する見込みがあるか 3. 一者応札を解消するための工夫をしているか <p>この種の機械は、複数のメーカーがあるのか。</p> <p>新規に導入するときには、応札者が複数あるということでもいいか。</p> <p>25年度から保守も含んだ契約というのは、以前からこの会議でも出ていた話題であり、良い改善方法だと思うが、本件は何故できなかったのか。</p> | <p>まず、一者応札となった理由について説明する。</p> <p>本契約の契約相手方と他のX線検査装置の保守業者に対して、保守業務についてヒアリングを行ったところ、X線検査装置の製造メーカーやその代理店以外では事実上保守は困難との回答を得ている。理由については、①X線検査装置は各製造メーカーごとに独自の仕様で製造されており、メーカーやその代理店以外では、その保守を行うためのノウハウがない。②保守に伴って発生する交換部品が、メーカー等以外では調達が難しい。③もし不具合が発生し、健康被害が及ぶような重大な事故となった場合、大きな責任問題に発展するリスクを伴う。以上のことからメーカー等以外のところが保守を扱わないという共通認識があるようである。</p> <p>次に、一者応札の解消見込みについては、先ほど説明したとおり、一者応札を解消するというのは困難であると考えている。</p> <p>次に、一者応札を解消するための工夫について説明する。25年度のX線検査装置の調達からは、国庫債務負担行為を活用し、保守業務も仕様に含めて入札を実施している。したがって、保守業務についても複数業者による競争が働くような調達に移行している状況である。</p> <p>X線検査装置メーカーは複数あり、当関だけでも、全部で5社のメーカーが入っている。</p> <p>そうである。</p> <p>本件は導入されて数年たっている機械であり、当時、X線検査装置については保守を含んだ調達という考えがなかったのではないかと。</p> |

| 意見・質問 | 回答 |
|--|---|
| <p data-bbox="159 174 790 302">神戸税関に5つのメーカーが入っているということだが、今まではその保守契約については、それぞれのメーカーが一者応札となっていたのか。</p> <p data-bbox="183 358 766 392">保守を含む契約は、5年などの制約があるのか。</p> <p data-bbox="159 497 790 667">従来から話題になっている監視カメラなど、8年、10年使う場合は、5年まではスムーズに契約できるが、その先は保守に関しては一者応札にならざるを得ない状況は、解消しようがないということか。</p> | <p data-bbox="829 174 981 208">そうである。</p> <p data-bbox="805 358 1428 436">国庫債務の負担行為が最大5カ年までなので、5年である。</p> <p data-bbox="829 497 1117 530">現状では難しいと思う。</p> |

| 意見・質問 | 回 答 |
|--|--|
| <p>契約件名：徴収高計算書のプリント及び裁断業務</p> <p>契約相手方：フォーサイトシステム株式会社</p> <p>契約金額：7,897,875円</p> <p>契約締結日：平成25年8月1日</p> <p>担当部局：大阪国税局</p> <p>一者応札の理由を説明願いたい。</p> <p>昨年、一昨年と同じ業者か。 また、昨年、一昨年一者応札か。</p> <p>一者応札改善のため、入札から開札までの期間を長くする、契約から納品までの期間を長くするといった対応は可能か。</p> <p>毎年、実施時期が決まっている案件であることから、公告期間の延長よりも作業時間に融通を持たせることに一層の努力をするのが効果的と考える。また、現在のスケジュールで発生する問題点を国税庁に伝え、調達の前倒しを要望してみてもどうか。</p> | <p>本案件で使用する帳票は3枚複写となっているため、ドットプリンタという特殊なプリンタによる印字が必要である。</p> <p>今回入札説明書を交付した3者のうち2者については、当該プリンタを所有しているが保有台数が少なく、本案件と同時期に他の業務を受託する都合上、対応不可能となり、結果として一者応札となった。</p> <p>同じ業者である。</p> <p>なお、昨年は一者応札であるが、一昨年は2者の応札があった。</p> <p>当局としても、公告期間を前倒しにするとともに、作業工程期間を延ばすことが具体的な方策であると考えている。</p> <p>調達数量の積算時期等、調整が必要であるが、可能な限り早期の調達に努めたい。</p> <p>なお、この案件で使用する帳票の様式が、国税庁で一括調達されているため、調達の前倒しを図るためには、国税庁との調整が必要である。</p> <p>検討していきたい。</p> |